

## 介護職員処遇改善実績報告書(2019年度)

新潟県知事 殿

事業所等情報

介護保険事業所番号

事業者・開設者	フリガナ	シャカイフクシホウジン アイコウカイ		
	名称	社会福祉法人 愛光会		
主たる事務所の所在地	〒959-2823 新潟県胎内市熱田坂字長崎野881番地86			
	電話番号	0254-48-3134	FAX番号	0254-48-3969
事業所等の名称	フリガナ			提供するサービス
	名称			
事業所の所在地	〒 別紙一覧表による			
	電話番号		FAX番号	

※事業所等情報については、複数の事業所ごとに一括して提出する場合は「別紙一覧表による」と記載すること。

① 算定した加算の区分	介護職員処遇改善加算( I II III IV V )		
② 賃金改善実施期間	令和元年 6月 ~ 令和2年 5月		
③ 2019年度分介護職員処遇改善加算総額	円		
賃金改善所要額(i-ii)	0円		
④	i) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額	円	
	ii) 初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額	円	
加算(I)の上乗せ相当分を用いて計算する場合			
⑤	2019年度分介護職員処遇改善加算総額(加算(I)による算定額から加算(II)による算定額を差し引いた額)	5,402,870円	
⑥	賃金改善所要額(iii-iv)	5,815,950円	
⑦	iii) 加算(I)の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額	159,405,913円	
	iv) 初めて加算(I)を取得する月の前年度の賃金の総額	153,589,963円	
⑦	賃金改善を行った賃金項目及び方法(賃金改善を行う賃金項目(増額若しくは新設した給与の項目の種類(基本給、手当、賞与等)等)、賃金改善の実施時期や対象職員、一人当たりの平均賃金改善額について、可能な限り具体的に記載すること。)	改善した給与項目	改善した具体的内容
		基本給	正職員の基本給を1人当たり月平均1,908円増、臨時職員の基本給を1人当たり月平均3,973円増
		諸手当	介護手当として1人当たり平均10,946円増
		賞与(一時金)	6月・12月期末勤勉手当として正職員1人平均53,391円増、臨時職員1人平均56,850円増
		法定福利費(事業主負担分)	
	その他		
	合計	5,815,950円	

※ 介護職員処遇改善計画書において加算(I)の上乗せ相当分を用いて計算している場合は、介護職員処遇改善実績報告書においても加算(I)の上乗せ相当分を用いて計算すること。

※ 加算(I)の上乗せ相当分を用いて計算する際は、③及び④の代わりに⑤及び⑥を使用する。

※ ④i)及び⑥iii)については、積算の根拠となる資料を添付すること。(任意の様式で可。)

※ ④又は⑥については、法定福利費等の賃金改善に伴う増加分(事業主負担分)も含むことができる。

※ ④が③を上回る又は⑥が⑤を上回らなければならないこと。

※ ④ii)、⑥iv)の計算に際しては、賃金改善実施期間の職員の人数と合わせた上で算出すること。すなわち、比較時点から賃金改善実施期間の始点までに職員が増加した場合、当該職員と同等の勤続年数の職員が比較時点にもいたと仮定して、賃金総額に上乗せする必要があることに留意すること。

※ 複数の介護サービス事業所等について一括して提出する場合、以下の添付書類についても作成すること。

・添付書類1:新潟県内の当該計画書に記載された計画の対象となる介護サービス事業所等の一覧表(指定権者毎)

・添付書類2:新潟県内の指定権者の一覧表(新潟県内一覧)

・添付書類3:計画書に記載された計画の対象となる介護サービス事業者等に係る都道府県の一覧表

※ 虚偽の記載や、介護職員処遇改善加算の請求に関して不正を行った場合には、支払われた介護給付費の返還を求められることや介護事業者の指定が取り消される場合があるので留意すること。

上記について相違ないことを証明いたします。

令和 2 年 7 月 29 日

(法人名) 社会福祉法人 愛光会

(代表者名) 理事長 佐藤 隆夫 印